

第 10 次改正（昭和 63 年 5 月 6 日公布 法律第 27 号）の概要

- ① 傷害、暴行、脅迫等の罪を犯して罰金刑に処せられ、刑の執行を終わった日から 5 年を経過しない者等に対しては、免許をしてはならないこととすること
- ② 案内所等について新たに専任の取引主任者の設置を義務づけるとともに、一定期間以上（2 年以上）の実務経験を有する者等でなければ宅地建物取引主任者の登録をしてはならないこととすること
- ③ 専任の取引主任者の設置人数を建設省令で定めることとし、また、事務所の従業者数に対する専任の取引主任者数の割合を「5 人に 1 人」とすること
- ④ 専属専任媒介契約（媒介を依頼した宅地建物取引業者が探索した相手方以外の者と売買または交換の契約を締結することができない旨の特約を含む専任媒介契約）を締結したときは、指定流通機構を通じて相手方を探索しなければならないものとする等専属専任媒介契約について所要の規制を行うこと
- ⑤ クーリング・オフを行うことができる期間を 5 日から 8 日に延長すること
- ⑥ 宅地建物取引業者は、従業者に証明書を携帯させなければ、その業務に従事させてはならないものとする、さらに事務所ごとに従業者名簿の備えについて義務づけることとすること
- ⑦ 宅地建物取引業者が自ら売主となる宅地または建物の売買については、所要の保全措置を講じた後でなければ、買主から手付金等を受領してはならないこととすること
- ⑧ 手付金等保管事業を営む会社は建設大臣の指定によるなど保管事業に関する規定を整備すること
- ⑨ 営業保証金及び弁済業務保証金分担金の額をそれぞれ主たる事務所につき 1,000 万円、60 万円、従たる事務所につき 500 万円、30 万円に引き上げること
- ⑩ その他監督・罰則規定を整備すること

※ 政府提案